

必要書類サンプル

再提出が多い書類は
これらです。みなさん、
もれなく提出してください
裏面もご確認ください。

市区町村役所で
取得をする「所得証明書」
または「課税(非課税)証明書」と
「住民票」の発行願書を
同封しておりますので、
ご活用ください。

■「住民票」[コピー可]

被保険者と調査対象者の同別居の確認と、共同扶養配偶者の有無を確認します。

- 令和5年4月1日以降発行のもの。
 - 続柄の記載があるもの。
 - 世帯全員の記載があるもの。
 - 外国籍の方で、「住民票」に調査対象者が記載されていない場合は、「在留カード」「コピー」を提出。
 - 個人番号（マイナンバー）が省略されているもの。
 - 1世帯1通で可。
(ただし、住民票上別世帯の場合は1通ずつ必要)
 - 窓口に行けない場合は郵送による請求も可能。

住民票				
住 所		●●町●市●町●丁目●番地●		
世帯主		健保 太郎		
1	氏 名	健保 一郎	住民票コード	【※略】
	住所を記めた日	平成2年●月●日	生年月日	昭和61年8月10日
	住民登録した日	平成2年●月●日	性 别	男 紙 券 世帯主
	本 箱		届出の年月日	平成2年●月●日
世帯主 健保 太郎				
2	氏 名	健保 花子	住民票コード	【※略】
	住所を記めた日	平成2年●月●日	生年月日	昭和61年8月10日
	住民登録した日	平成2年●月●日	性 别	女 紙 券 妻
	本 箱		届出の年月日	平成2年●月●日
本 箱 健保花子				

この住民票の写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和5年8月00日 発行

市区町村役所

「住民票」は1世帯1通
提出してください。
別居している場合は、
別居先の「住民票」
も必要です!



世帯全員分記載あり
発行日】注意

■「所得証明書」[コピー可] または「課税(非課税)証明書」[コピー可]

本年1月1日に「住民票」があった 市区町村役所

令和4年1月～12月中の収入の種類を確認し、提出していただく書類を把握します。

- 令和5年度のもの。
 - 市区町村によっては証明書の名称が異なる場合があります。その場合は令和4年1月～12月中の収入金額が証明される書類を取得。
 - 令和5年4月1日時点の16歳未満は不要。
 - 窓口に行けない場合は郵送による請求も可能。

無収入の方も、収入が無いことを証明する書類になります。必ず提出してください。



学生であっても提出が必要です。

■「給与等支払証明書」[原本]「別紙1」または「給与等年間見込額証明書」[原本]「別紙2」

同封

直近の給与収入(控除前の総支給額)を確認します。

- 勤務先に発行依頼(令和4年8月～令和5年7月受取分)
 - 連続3ヵ月分(令和5年5月～7月受取分)の「給与明細書」および直近1年間分(令和4年8月～令和5年7月受取分)の「賞与明細書」でも代用可。※勤務先名・受領者氏名の記載があるすべての面のコピーを用意。
 - 令和5年5月～7月の期間中に育児休業を取得している場合には、休業開始直近4ヵ月分の「給与明細書」[コピー]と休業開始前直近1年間分の「賞与明細書」[コピー]を提出。
 - 勤務開始から間もないため給与の受取が3ヵ月分(満額)ない場合は、勤務先に同封の「給与等年間見込額証明書」[別紙2]の発行を依頼。

例)4月15日勤務開始の場合→5月受取分(4月15日～30日)・
6月受取分(5月1日～31日)・7月受取分(6月1日～30日)の場合、
5月受取分が月途中分のため3ヵ月分満額とはなりません。
 - 複数で就労している時は勤務先ごとに証明書が必要です。
その場合は用紙をコピーしてご使用ください。

■「年金振込通知書」[コピー]・「年金額改定通知書」[コピー]

お手元・日本年金機構 等

直近の年金収入を確認します

- 令和5年に発行されたもの。
 - 厚生年金(老齢・障害・遺族)、国民年金(老齢・障害・遺族)、企業年金、私の年金等受給しているすべての年金が対象。
 - 紛失した場合は、お近くの年金事務所または発行元に再発行を依頼してください。
 - 「源泉徴収票」「コピー」では直近の年金額を確認できないため不可



